



## 目次

1. 今月のハイライト	p.1
2. 各国税務ニュース(2022年10月31時点)	p.1-3
インドネシア      ベトナム      フィリピン シンガポール      マレーシア      オーストラリア	
3. セミナー情報	p.3
ASEAN 地域	
4. 各国問い合わせ先	p.4

## 今月のハイライト

- オーストラリアは、2022-23 会計年度の連邦政府予算改正案を発表しました。税務の観点からは、多国籍企業に対する税の規範措置がこの予算案の中心的要素となっています。なお、以前に公表されたパテントボックス制度の導入や、個人および企業の税務上の居住地に係る規則の変更など、いくつかの税制法案に関して現政府は今後審議するかどうかの兆しは見えない状況となっています。
- マレーシア政府は、10月7日に2023年度の税制改正案を公表しました。改正案では、OECDの第2の柱(GloBEモデルルール)導入に向けた準備を進めることが改めて示されたほか、自動化設備の一括償却の上限額引き上げなどが提案されています。
- マレーシア内国歳入庁(IRB)は9月29日、国内で受け取る国外源泉所得の取り扱いに関するガイドラインを公表しました。本ガイドラインでは、マレーシアの会社が受け取る国外配当に係る間接外国税額控除の適用に関する詳細など、法令では不明確な事項の明確化が図られています。

## 各国税務ニュース(2022年10月31日時点)

### インドネシア [納税者の事業分類—最新情報](#)

2022年9月9日、国税総局(DGT)は納税者の事業分類(Klasifikasi Lapangan Usaha: KLU)に関する国税総局令 KEP-233 を取り消す規則 PER-12 を公布しました。

政府は2020年にインドネシア標準産業分類(Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia: KBLI)の更新を発行しましたが、この更新により、KEP-233に記載されているKLUは、新しく更新されたKBLIと一致しなくなっていました。

概要につきましては、[本文](#)をご覧ください。

ベトナム

### 法人税の仮納付に関する 75%ルールの改正



ベトナム政府は 2022 年 10 月 30 日、政令 126/2020/ND-CP を改正する政令 91/2022/ND-CP を発行しました。政令 91 には、法人税の仮納付に関して納税者に有利な改正が含まれています。

具体的には、政令 126/2020 では会計年度の第 3 四半期の仮納付期限までに当該会計年度の法人税総額の 75%以上を仮納付しなければならず、不足分については遅延利息が科せられることとされていました。しかし政令 91/2022 により、第 4 四半期の仮納付期限までに法人税総額の 80%以上を仮納付すれば遅延利息が科せられないこととなりました。

詳細は、本文をご参照ください。

フィリピン

### VAT ゼロレート取引に関する解説



内国歳入庁(BIR)は 2022 年 10 月 14 日に RMC No. 137-2022 を発行し、投資促進機関に登録する企業の VAT 取り扱いについて説明しています。昨年来、投資促進機関に登録する企業の VAT 取り扱いが非常に分かりにくい状況が続いていますが、今回の通達では、登録企業が従業員の医療保険(HMO-Health Maintenance Organization)の保険料を HMO に支払う場合、登録事業に直接従事する従業員に対する保険料支払いについてのみ、VAT ゼロレートとなることが示されています。

シンガポール

### シンガポール税制アップデート



#### 2022 年 Income Tax Act 改正法案の公表

改正税法案が 2022 年 9 月 12 日に公表されました。改正法案には 2022 年 2 月 18 日に公表された予算案に基づき、2024 賦課年度(YA)からの個人所得税の最高税率引き上げ、保険業への課税方式に関する規定、公務目的での企業情報の開示などの改正が含まれています。また、予算案にはなかったものとして、M&A Scheme における第 37 条 O の“Local employee”の定義が更新されています。

#### ホテル業に対する GST の取り扱いに関する通達の改定ほか

シンガポール税務当局(IRAS)は、ホテル業における価格表示に関する通達を 2022 年 9 月 28 日付で改定しました。

また、IRAS は GST における以下の取り扱いに関連するガイドラインを 2022 年 9 月 30 日付で改定しています。

- 不動産保有者および不動産保有法人に関するもの
- 慈善団体や非営利組織に関するもの

#### Stamp Duties に関する法令・各種規定の改正

Stamp Duties に関する法令ならびに各種規定の改正附則が 2022 年 9 月 19 日に公表され、主に以下の項目が改正されています。

- 2022 年 5 月 10 日以降に不動産保有事業体(PHE)から信託への一定の譲渡に対する Additional Conveyance Duties の支払い
- 2022 年 5 月 10 日以降に信託が保有する居住用不動産について、信託受益者から持分放棄が行われた場合における Stamp Duties の支払い

## マレーシア [10月のマレーシア税制アップデート](#)



- 2023年度税制改正案の公表

政府は10月7日、2023年度の税制改正案を公表し、OECDの第2の柱(GloBEモデルルール)導入に向けた準備を進めることが改めて示されました。一方で、自動化設備の一括償却の上限額引き上げなどが提案されました。概要については、[こちら](#)をご参照ください。

ただし、税制改正案の公表後に議会在解散しており、選挙後の議会で提出される議案の中で、今回発表された内容がどの程度維持されるかは不明です。

- マレーシア国内で受け取る国外源泉所得の取り扱いに関するガイドラインの公表

内国歳入庁(IRB)は9月29日、「マレーシア国内で受け取る国外源泉所得の取り扱いに関するガイドライン」([Guidelines on Tax Treatment of Income Received from outside of Malaysia](#))を公表しました。

本ガイドラインでは、マレーシアの会社が受け取る国外配当に係る間接外国税額控除の適用に関する詳細など、法令だけでは不明確な事項について明確化が図られています。

- 少額の源泉税を半年に一度まとめて納付する場合の申告フォームの明確化

内国歳入庁(IRB)の9月27日付のメディアリリースにより、少額の源泉税を半年に一度まとめて納付する新制度を適用する場合、申告フォームとしてForm CP37またはCP37Dを用いること、および同フォームへの記載方法が明確化されました。

## オーストラリア



オーストラリアのJim Chalmers財務大臣は、就任後初の2022-23会計年度連邦予算改正案を発表しました。[本ニュースレター\(日本語\)](#)は当該予算案に含まれる税制改正の概要について解説しています。

- 過少資本税制の改訂 - 支払い利息の損金制限規則
- 無形資産とロイヤルティに関する支払い - 多国籍企業による損金制限
- 税務情報の開示の強化

## セミナー情報

各国で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

### ASEAN 地域



「新たなビジネスモデルの創造へ: ASEAN 組織再編・再生シリーズ」

第9回 東南アジア主要国における再編にかかる税務上の留意点

配信日時: 2022年5月10日(火)~12月28日(水)

概要: 5月10日より「第9回 東南アジア主要国における再編にかかる税務上の留意点」の配信を開始しました。コロナ禍の2020年~2021年において、日系企業の東南アジア域内における新規企業買収の件数は、コロナ前の水準と比較して減少傾向にありました。

本セッションでは、東南アジア主要国のうち、タイ・マレーシア・インドネシアの3カ国を例に、グループ内の組織再編において実務上頻りに用いられている手法や、税務上の主な留意点について解説します。特に日本の制度との違いや、日本本社が税務上考慮すべき事項に焦点を当てて説明します。また現地で組織再編する場合に加え、日本における組織再編により現地子会社の株主が変更される場合に留意すべき、現地での税務上の論点についても併せて紹介します。

言語: 日本語

登録リンク: [こちら](#)

## 各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

<b>共同統括責任者</b>	<b>神保 真人</b> (税理士法人 パートナー)、 <b>菅原 竜二</b> (PwCインドネシア パートナー)
<b>PwC税理士法人</b> (日本)	<b>神保 真人</b> 、 <b>野田 幸嗣</b> (移転価格)、青木 一憲(金融)、本間 稔(移転価格)、田中 文人
<b>PwCインドネシア</b>	<b>菅原 竜二</b> (カンントリーリーダー)、深澤 直人 問い合わせ先: <a href="mailto:id_jbd@pwc.com">id_jbd@pwc.com</a>
<b>PwCタイ</b>	<b>魚住 篤志</b> (カンントリーリーダー)、 <b>武部 純</b> 、加藤 夏樹(移転価格)、木村 洋平 問い合わせ先: <a href="mailto:th_jbd@pwc.com">th_jbd@pwc.com</a>
<b>PwCベトナム</b>	<b>今井 慎平</b> (カンントリーリーダー)、小山 誠祐、小暮 寛之 問い合わせ先: <a href="mailto:vn_jbn@pwc.com">vn_jbn@pwc.com</a>
<b>PwCフィリピン</b>	<b>東城 健太郎</b> (カンントリーリーダー)、 <b>林田 俊哉</b> 問い合わせ先: <a href="mailto:ph_jbd@pwc.com">ph_jbd@pwc.com</a>
<b>PwCマレーシア</b>	<b>杉山 雄一</b> (カンントリーリーダー)、 <b>佐藤 祐司</b> 問い合わせ先: <a href="mailto:my_pwc_japandesk@pwc.com">my_pwc_japandesk@pwc.com</a>
<b>PwCシンガポール</b>	<b>ハワード・オオサワ</b> (ジャパデスク 税務統括)、 <b>北村 勝信</b> 、 <b>山本 尚紀</b> 、海谷 亮介 問い合わせ先: <a href="mailto:sg_japan_desk_tax@pwc.com">sg_japan_desk_tax@pwc.com</a>
<b>PwCオーストラリア</b>	<b>寺崎 信裕</b> (税務カンントリーリーダー)、伊藤 大介 問い合わせ先: <a href="mailto:au_japan@pwc.com">au_japan@pwc.com</a>

## Tax Academy について

PwC税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的としたe-learningコンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwCグローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[www.pwc.com/jp/tax-academy](http://www.pwc.com/jp/tax-academy)

→ バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界152カ国に及ぶグローバルネットワークに約328,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は[www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。© 2022 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.